

【第 4 回研究会における残質問への回答について】

※文中、以下の通り略称を用いております。株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（ドコモ）、KDDI 株式会社（KDDI）、ソフトバンクモバイル株式会社（SBM）、社団法人電気通信事業者協会（TCA）

1. フィルタリング方式について

・ドコモ・KDDI の二社が提供されているカスタマイズ方式、SBM が提供されている強弱メニュー選択方式について、それぞれどのような長所及び短所があるとお考えでしょうか。

【回答】

◆カスタマイズ方式

長所：個別のサイト／カテゴリについてのアクセス可否を設定できることで、ケータイ本来の利便性を損なうことなく安全性を確保できると考えております。

(例) 学校や塾の連絡用掲示板、家族や友人間の連絡サイト 等

短所：保護者に、個別サイトの選択や登録をしていただく手間がかかります。

◆メニュー選択方式

長所：設定が容易であり、インターネットに関する詳細な知識がなくとも、お子さまの年齢等に合わせた設定などのご利用ニーズに応えることができると考えています。

短所：個人の事情に合わせて特定のサイトのみを閲覧可能/不可能にするといった細かい設定には対応しておりません。

・各フィルタリング方式の提供開始後、1 年ないし 1 年半という月日が経過しようとしております。それぞれの評価と今後の改善の方向性についてお聞かせください。

【回答】

◆カスタマイズ方式：DCM

評価：サービス提供開始以降、保護者がサイト／カテゴリを個別設定できる点でお客さまより高い評価をいただいております。更に、2010 年 4 月にはサイトアクセスできる時間帯を個別に設定できる「時間設定」を機能追加したところであり、今後も、より多くのお客さまにご利用いただけるよう改善を進めていきたいと考えております。

◆メニュー選択方式：SBM

評価：Yahoo!きっず（小学生向け）、ウェブ利用制限（中学生向け）、ウェブ利用制限（弱）（高校生向け）の 3 種類を用意しています。インターネットに詳しくない方

にもわかりやすい構成であり、お子様の年齢に合わせた選択などのニーズに応えることができると考えています。

今後：お客さまのニーズに応えるかたちで更なるメニューの充実を考えております。

2. フィルタリング普及啓発にあたっての用語統一について

・TCA および各社では、一連の普及啓発活動の中で、単に「フィルタリング」ではなくあえて「有害アクセス制限サービス（フィルタリングサービス）」との独自呼称で統一されています。その経緯をお聞かせください。

【回答】

フィルタリングの普及・啓発の強化に取り組始めた 2006 年頃、一般の方々には「フィルタリング」という言葉にあまりなじみが無かったことから、より分かり易い表現を併記することで、お客さまにもご理解いただき、ご利用頂くことで、「フィルタリングサービス」の普及に役立てたいと考えたためです。

また、「フィルタリング」という言葉は、さまざまな場面（例えば、ノイズフィルタやメールフィルタなど）で用いられていることから、「有害サイトの閲覧を制限する」サービスであることを明確化する必要があると考えたためです。

3. 「フィルタリング契約解除の困難化」の自治体条例への盛り込み（改正）の動きについて

・兵庫県をはじめとして、青少年健全育成条例の改正等の動きが見られますが、これらをどのように認識・評価されていますか。

【回答】

自治体の皆様が青少年有害情報対策のために、フィルタリングの普及・啓発にご関心を持たれ、その改善に向けて様々な検討、取り組みを行われていることは非常に心強く感じております。

先日の研究会でも発表させて頂いたように、事業者といたしましてもフィルタリングの普及・啓発に向けて、さまざまな取組を進めております。

事業者としては、フィルタリングの推進という枠組みにおいては、条例化（条例改正）のみでなく、自治体と事業者が連携し推進する施策等幅広くご検討いただければと存じます。

・兵庫県の条例施行後におけるフィルタリング契約率（解除率）は施行前と比較し、どのように推移しているでしょうか（解除率が減少している、または変化は見られないなど）。

【回答】

先日発表された兵庫県のアンケート結果によると、フィルタリングの申込率は約 65% となっており、県がフィルタリングの利用を促す独自の条例を施行した 1 年前に比べ、1・4%増加しております。

4. 携帯電話事業者とサイト運営事業者の果たす役割について

・各携帯電話事業者と各サイト運営事業者の果たす役割の違いが、利用者に理解されていないと感じることはございますか。

【回答】

ご指摘の通り、利用者様の中には携帯電話からアクセスしているサイトを認識されず、携帯電話事業者とサイト運営事業者を混同されている方もおります。

・利用者向けに上記役割分担をどのように説明することが適切と考えられますか。

【回答】

お客さまのご利用状況やどのような場面で説明させていただくかにもよりますが、携帯電話事業者の役割はサイトへの接続までであり、サイト内のサービスに関する事柄についてはサイト運営事業者の役割である事を明確にさせていただく場合もあります。

5. iPhone などいわゆるスマートフォン端末について

・ドコモ、KDDI、SBM の各社とも、いわゆるスマートフォン端末を販売されておりますが、青少年利用時のフィルタリングサービスとしては、それぞれどのようなものを提供されておりますでしょうか。3G 回線利用時、WiFi 利用時のそれぞれについて、また、サービス利用に必要な設定・手続きや費用面などと合わせてご教示ください。

【回答】

【SBM】

◇X シリーズ

- ・「ウェブ利用制限」「ウェブ利用制限弱」
- ・Wifi 非対応
- ・青少年利用者の場合は、原則上記フィルタリングサービスを実装して販売
- ・フィルタリングサービスに加入しない場合は保護者の同意と解除理由書が必要

◇iPhone

- ・「Yahoo! きっずアプリ」「Yahoo! あんしんねっとアプリ」※フィルタリング実装ブラウザアプリ

- ・Wifi 対応
- ・保護者にフィルタリングサービスの設定方法に関する文書を交付
- ・フィルタリングサービスに加入しない場合は保護者の同意と解除理由書が必要

【ドコモ】

スマートフォン向けインターネット接続サービス（SPモード）については、iモードと同様のフィルタリングサービスを無料で提供しております。

【KDDI】

◇IS-01、02

- ・ブラックリスト方式のフィルタリングサービスを提供（EZ 安心アクセスサービス 特定カテゴリ制限コースと同等）
- ・Wifi 非対応
- ・保護者にフィルタリングサービスの設定方法に関する文書を交付
- ・フィルタリングサービスに加入しない場合は保護者の同意と解除理由書が必要

以上